

# 平成28年度財政援助団体等監査報告書

## 第1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 2 監査の対象

市の外郭団体に位置付けられている団体のうち、次の5団体（以下「対象団体」という。）について、監査を実施した。

団体名 (所管課名)	市の出資額 (出資比率)	平成27年度 運営補助金額	施設名
一般財団法人水戸市農業公社 (産業経済部農政課)	65,000,000円 (50%)	25,238,000円	
一般財団法人水戸市公園協会 (都市計画部公園緑地課)	50,000,000円 (100%)	14,164,610円	都市公園, 児童遊園
公益財団法人水戸市国際交流協会 (市民協働部文化交流課)	100,000,000円 (100%)	36,247,882円	国際交流センター
一般財団法人 水戸市勤労者福祉サービスセンター (産業経済部商工課)	50,000,000円 (100%)	25,676,000円	
一般財団法人水戸市商業・駐車場公社 (産業経済部商工課)	50,000,000円 (100%)	30,191,081円	赤塚駅北口駐車場

### 3 監査の範囲

- (1) 平成27年度に執行された事業運営に係る出納その他の事務
- (2) 平成27年度に市が交付した運営補助金に係る出納その他の事務
- (3) 平成27年度に執行された公の施設の管理に係る出納その他の事務

### 4 監査の着眼点

- (1) 対象団体
  - ア 決算諸表等は、公益法人会計基準等に準拠して作成されているか。
  - イ 会計経理及び財産管理は適切か。
  - ウ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
  - エ 出納関係帳票及び証拠書類の整備、保存は適切か。
  - オ 公の施設の管理に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づく義務の履行は適切に行われているか。
  - カ 公の施設の管理に係る会計と他の事業との会計区分は明確になっているか。

(2) 所管課

- ア 団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- イ 補助金の交付手続等は適切か。
- ウ 協定書には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

**5 監査の方法**

監査に当たっては、対象団体及び所管課から提出された資料に基づき、試査（監査の対象とした事項について、その一部を抽出して調査し、その結果によって全体の正否又は適否を推定する監査の実施手続をいう。）により関係書類を監査するとともに、対象団体の保有する備品等の管理状況を確認するため、現地において現物の検証を行った。委員監査においては、対象団体及び所管課から提出資料に基づき説明を受け、質疑を行った。

**6 監査の期間**

平成28年6月7日から平成28年8月4日まで

## **第2 意見**

### **1 外郭団体の経営健全化について**

外郭団体においては、各団体の経営改善計画に基づく経営改善に取り組み、自主事業の拡充等により収益が増加するなど一定の成果が見られた団体もあるが、引き続き、自主事業の拡充、新たな事業分野の開拓などによる自主財源の確保や業務運営の効率化等を推進し、団体としての自立性の確保に努められたい。

また、所管課においては、団体の経営改善計画の進捗状況に留意し、経営状況や業務の運営状況を常に把握するとともに、財務指標の分析や他団体との比較分析などにより、経営健全化に向けた適切な指導監督に努められたい。

### **2 備品の管理について**

各団体が保有する備品等の管理状況を確認したところ、備品保管台帳に取得年月日、価格等を記載していないものや廃棄された備品が台帳に記帳されているなど、管理が不適切な事例が見受けられた。

特に、指定管理者となっている団体は、保有備品だけでなく市が貸与している備品も管理していることから、定期的に備品保管台帳と備品の照合を行うなど、適切な管理に努められたい。

### **3 外郭団体の連絡調整について**

今回の監査において、予算執行に係る事務手続や備品の管理事務等に不適切な事例が見受けられた。監査の対象とならなかった外郭団体及び団体を所管する課においては、類似の事例がないか確認の上、適正な事務の執行に努められたい。

また、外郭団体相互の連絡調整を図るため、各団体の事務局長による水戸市財団法人等連絡会議が組織されているが、近年は開催されていない。財務事務の適正化や経営健全化などの共通の課題に関する取組を効果的かつ効率的に行うため、この組織を活用した情報の共有や合同で実施する研修会の開催などについて検討されたい。

### 第3 監査の結果

#### 1 一般財団法人水戸市農業公社（所管課 産業経済部農政課）

##### (1) 監査の実施期日

###### ア 書類監査

平成28年6月13日から平成28年6月16日まで

###### イ 委員監査

平成28年7月12日

##### (2) 監査の結果

###### ア 支出負担行為について

団体の処務規程によると、100万円以上1,000万円未満の支出負担行為の決定は専務理事の専決事項とされているが、この区分に該当する飼料用収穫機の修繕費の支出負担行為を事務局長が決定していた。（水戸市農業公社）

###### イ 支出科目について

広告掲載料の支出科目は広告料が適当であるが、印刷製本費で支出していた。

（水戸市農業公社）

#### 2 一般財団法人水戸市公園協会（所管課 都市計画部公園緑地課）

##### (1) 監査の実施期日

###### ア 書類監査

平成28年6月30日から平成28年7月7日まで

###### イ 委員監査

平成28年8月4日

##### (2) 監査の結果

###### ア 予算の流用について

団体の財務会計規程によると、予算の流用を必要とする場合は、予算流用書により理事長の決裁を受けなければならないが、予算流用書を作成していなかった。（水戸市公園協会）

###### イ 備品の管理について

団体の財務会計規程によると、備品保管台帳には、取得年月日、価格、取引先の記載のほか、保管責任者及び使用者の押印をすることとされているが、これらの記載及び押印がないものがあった。（水戸市公園協会）

###### ウ 公園等の維持管理について

都市公園及び児童遊園の一部については、地域の公園等愛護会による清掃、除草等の作業協力を得て維持管理を行っているが、引き続き、地域やボランティア団体等の育成、支援に積極的に取り組み、市民との協働による公園等の維持管理に努められたい。（水戸市公園協会、都市計画部公園緑地課）

### 3 公益財団法人水戸市国際交流協会（所管課 市民協働部文化交流課）

(1) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成28年7月7日から平成28年7月15日まで

イ 委員監査

平成28年8月4日

(2) 監査の結果

特記すべき事項はなかった。

### 4 一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンター（所管課 産業経済部商工課）

(1) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成28年6月13日から平成28年6月15日まで

イ 委員監査

平成28年7月12日

(2) 監査の結果

ア 勘定科目の変更について

祝金、弔慰金等の給付事業に係る収入及び支出について、平成27年度から予算に計上して執行していたが、団体の財務会計規程に定める勘定科目を適切に変更していなかった。 (水戸市勤労者福祉サービスセンター)

イ 報酬支払時の所得税控除について

理事等に対する報酬の支払いに当たっては、給与所得の源泉徴収税額表に定める給与等の額に応じた所得税額を控除しなければならないが、税額表の適用誤りにより、誤った額を控除しているものがあった。 (水戸市勤労者福祉サービスセンター)

### 5 一般財団法人水戸市商業・駐車場公社（所管課 産業経済部商工課）

(1) 監査の実施期日

ア 書類監査

平成28年6月7日から平成28年6月16日まで

イ 委員監査

平成28年7月12日

(2) 監査の結果

ア 備品の管理について

備品保管台帳に記録のある備品を廃棄していたが、備品保管台帳の整理をしていなかった。 (水戸市商業・駐車場公社)

イ 管理運営報告書の提出指示について

市営駐車場の管理運営に関する協定書によると、指定管理施設である市営駐車場の管理運営報告書は毎月提出するものとされているが、報告書類の一部である駐車場施設管理人員配置状況の提出を公社に求めている月があった。

(産業経済部商工課)